

新潟県同和地区中小企業振興資金融資要綱

昭和 53 年 10 月 20 日制定

1 目 的

この要綱は、同和地区における中小企業者に対し、事業資金の貸付を行い、当該中小企業の振興を図り、もって同和地区中小企業の社会的経済的地位の向上に寄与することを目的とする。

2 融 資 対 象 者

資金の貸付を受けることができる者は、中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 2 条第 1 項第 1 号、第 1 号の 2 及び第 3 号に規定する中小企業者であつて、同和地区で 6 か月以上同一事業を営むもので、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 許可等を要する業種については、当該許可等を受けている者であること。
- (2) 新潟県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証対象業種に属する事業を営む者であること。
- (3) 保証協会が代位弁済を行った企業については、当該代位弁済に係る債務の履行を終了している者であること。
- (4) 保証協会の保証を現に受けている者については延滞のないこと。
- (5) 県税及び市町村税が未納となっていないこと。

3 融 資 条 件

資金の融資条件は、次のとおりとする。

- (1) 資 金 使 途 運転資金及び設備資金（土地又は建物の取得資金を除く。また、県内設置に限る。）
- (2) 融 資 限 度 額 800 万円（うち運転資金 500 万円）
- (3) 融 資 利 率 責任共有制度対象外の保証付き 年 2.05 パーセント
責任共有制度対象の保証付き 年 2.25 パーセント
- (4) 融 資 期 間
ア 運 転 資 金 5 年以内（据置期間 1 年以内を含む。）
イ 設 備 資 金 7 年以内（据置期間 1 年以内を含む。）
- (5) 返 済 方 法 原則として割賦返済
- (6) 信 用 保 証 保証協会の信用保証付きとする。
- (7) 担 保 取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。
- (8) 保 証 人 原則として法人代表者を除いては、保証人を徴求しないこととする。

4 取扱金融機関

融資の取扱金融機関は、第四北越銀行、大光銀行、八十二銀行、北陸銀行、富山第一銀行、東邦銀行、きらやか銀行、秋田銀行、三菱 UFJ 銀行、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、新潟信用金庫、柏崎信用金庫、加茂信用金庫、上越信用金庫、長岡信用金庫、村上信用金庫、新井信用金庫、三条信用金庫、新発田信用金庫、新潟県信用組合、糸魚川信用組合、巻信用組合、協栄信用組合、新潟大栄信用組合、ゆきぐに信用組合、はばたき信用組合、興

栄信用組合、商工組合中央金庫、新潟県信用農業協同組合連合会、北新潟農業協同組合、新潟かがやき農業協同組合、えちご中越農業協同組合、魚沼農業協同組合、えちご上越農業協同組合、佐渡農業協同組合及びみなみ魚沼農業協同組合の県内営業店とする。

5 融 資 手 続

(1) 融資あっせんの申込み

ア 資金の貸付けを受けようとする者は、別に定める融資あっせん申込書及び保証申込書を申込者の所在市町村長を経由して知事に提出するものとする。

イ 市町村長は、申込書の提出を受けたときは、希望する金融機関と協議し、その結果を添えて知事に推薦するものとする。

(2) 信 用 保 証

ア 知事は、推薦を受けた場合は、内容を検討の上適当と認めたときは、保証協会に対してあっせんするものとする。

イ 保証協会は、知事のあっせんを受けたときは、速やかに審査し、適当と認めたときは、信用保証書を県に送付するものとする。

(3) 貸 付 依 頼

知事は、信用保証書の送付があったときは、金融機関に対し、信用保証書を添えて貸付依頼を行うとともに、依頼した旨を申込者及び当該市町村長に通知するものとする。

(4) 貸 付 実 行 等

ア (3)の規定による通知を受けた申込者は、取扱金融機関に貸付の申込みを行うものとする。

イ (3)の貸付依頼を受けた金融機関は、アの申込みがあったときは、知事の依頼を尊重して速やかに審査し、貸付額を決定の上、3の融資条件により貸付を行うものとする。

6 県資金の預託

(1) この要綱の定めるところにより融資が行われたときは、知事は、別に定めるところにより、予算の範囲内において県資金を取扱金融機関に預託するものとする。

(2) 前項の預託が実行された後、すでに行われた融資について、この要綱の規定に違反する事実が明らかになったときは、知事は、預託金の全部又は一部を引き上げることができる。

7 貸 付 報 告

取扱金融機関は、資金の貸付を行ったときは、市町村長、知事及び保証協会長に貸付報告を行うものとする。

8 そ の 他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

(附則)

1 この要綱は、昭和 53 年 10 月 20 日から施行する。

2 新潟県同和地区中小企業振興資金融資要綱の規定により行われた融資の融資期間については、当該融資を受けた者が、平成 16 年 7 月 13 日を中心とする梅雨前線豪雨により損害を受け、経営の安定に支障を生じていると認められる場合にあっては、平成 16 年 8 月 9 日から平成 16 年 12 月 30 日までの間、当該融資が行われた日から当該融資が行われた時に施行されて

いた新潟県同和地区中小企業振興資金融資要綱による融資期間に2年を加えた期間が経過する日又は平成20年3月31日のうち先に到来する日までの範囲内で、その延長の取扱いをすることができる。

- 3 新潟県同和地区中小企業振興資金融資要綱の規定により行われた融資の融資期間については、当該融資を受けた者が、平成16年新潟県中越地震により損害を受け、経営の安定に支障を生じていると認められる場合にあっては、平成16年11月4日から平成17年3月31日までの間、当該融資が行われた日から当該融資が行われた時に施行されていた新潟県同和地区中小企業振興資金融資要綱による融資期間に2年を加えた期間が経過する日又は平成20年3月31日のうち先に到来する日までの範囲内で、その延長の取扱いをすることができる。
- 4 新潟県同和地区中小企業振興資金融資要綱の規定により行われた融資の融資期間については、当該融資を受けた者が、平成18年豪雪により損害を受け、経営の安定に支障を生じていると認められる場合にあっては、平成18年1月25日から平成18年3月31日までの間、当該融資が行われた日から当該融資が行われた時に施行されていた新潟県同和地区中小企業振興資金融資要綱による融資期間に2年を加えた期間が経過する日又は平成21年3月31日のうち先に到来する日までの範囲内で、その延長の取扱いをすることができる。

(附則)

改正後の要綱は、昭和54年4月1日から施行する。

(附則)

改正後の要綱は、平成2年1月4日から施行する。

(附則)

改正後の要綱は、平成3年4月1日から施行する。

(附則(抄))

- 1 改正後の要綱は、平成5年4月1日から施行する。

(附則(抄))

- 1 改正後の要綱は、平成9年4月1日から施行する。

(附則(抄))

- 1 改正後の要綱は、平成10年6月12日から施行する。

(附則(抄))

- 1 改正後の要綱は、平成13年7月31日から施行する。

(附則(抄))

- 1 改正後の要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(附則(抄))

- 1 この要綱は、平成16年8月9日から施行する。

(附則(抄))

- 1 この要綱は、平成16年11月4日から施行する。

(附則(抄))

- 1 この要綱は、平成16年12月6日から施行する。

(附則(抄))

1 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(附則(抄))

1 この要綱は、平成 18 年 1 月 25 日から施行する。

(附則(抄))

1 この要綱は、平成 18 年 6 月 5 日から施行する。

3 この要綱の施行の日前に行われた融資については、なお、従前の例による。

(附則)

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

1 この要綱は、平成 19 年 4 月 23 日から施行する。

2 この要綱の施行の日前に行われた融資については、なお、従前の例による。

(附則)

1 この要綱は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の日前に行われた融資については、なお、従前の例による。

(附則)

1 この要綱は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の日前に行われた融資については、なお、従前の例による。

(附則)

1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の日前に行われた融資については、なお、従前の例による。

(附則)

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

1 この要綱は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の日前に行われた融資については、なお、従前の例による。

(附則)

1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の日前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

1 この要綱は、平成 26 年 7 月 22 日から施行する。

2 この要綱の施行の日前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の日前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の日前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の日前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日前に行われた融資については、なお従前の例による。